

## 焼津市南部土地区画整理組合 清算事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市南部土地区画整理組合定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、当該事業に係る清算事務について必要な事項を定めるものとする。

(清算金の決定)

第2条 清算金は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第103条第4項の規定による公告のあった日の翌日において確定した宅地の所有権者及び所有権以外の権利を有する者ごとに清算金の集計又は相殺を行い、徴収又は交付すべき清算金の額を決定するものとする。

2 組合は、共有に係る権利がある場合は、当該共有者のそれぞれの持分に応じて清算金の額を分割した後、前項の規定により集計又は相殺を行うものとする。

(清算金の確定通知)

第3条 組合は、前条の規定により清算金の額を決定したときは、その額の清算金を徴収又は交付すべき者に清算金額通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(清算金の徴収又は交付通知)

第4条 定款第39条第1項の規定による納入通知書及び交付通知書は、清算金徴収通知書（第2号様式）及び清算金交付通知書（第3号様式）とする。

(清算金の相殺)

第5条 宅地又は宅地について存する権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該宅地に係る清算金は相殺しない。ただし、法第112条第1項ただし書の規定により供託すべき清算金を供託しなくてもよい旨の申出があったときは、相殺するものとする。

(督促)

第6条 定款第41条の規定による督促状は、第4号様式とする。

(清算金の交付請求)

第7条 第4条の規定により清算金交付通知書を受けた者は、清算金交付請求書（第5号様式）を組合に提出するものとする。

(交付金供託不要の申出)

第8条 組合は、清算金を交付すべき場合において、宅地又は宅地について存する権利について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者（以下「担保権者等」という。）があるときは、担保権者等に清算金供託不要申出書（第6号様式）を送付する。

2 法第112条第1項ただし書の規定により供託すべき清算金を供託しなくてもよい旨の申出をしようとする担保権者等は、組合の指定する日までに前項に規定する申出書を組合へ提出しなければならない。

3 担保権者等から第1項に規定する申出書が提出された場合は、清算金を交付すべき者へ交付するものとする。ただし、複数の担保権者等があるときは、そのすべての者から第1項に規定する申出書の提出を要する。

(清算金の供託)

第9条 組合は、清算金を交付しようとする場合において、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当するときは、清算金を供託するものとする。

- (1) 法第112条第1項ただし書の規定による先取特権、質権又は抵当権を有する債権者からの供託をしなくてもよい旨の申出のないとき。
- (2) 清算金を受けるべき者がその受領を拒んだとき。
- (3) 清算金を受けるべき者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）が不明のとき。
- (4) 清算金を受けるべき者を確知できないとき。

(清算金の相続)

第10条 清算金を徴収又は交付すべき者について相続があったときは、相続人は直ちに相続人（代表者選任）届出書（第7号様式）を組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項に規定する届出書の提出があったときは、当該相続人に対し清算金を徴収若しくは交付するものとする。

(清算金債権の譲渡)

第11条 清算金の交付を受けるべき者が、その債権を譲渡したときは、当該債権譲渡人及び債権譲受人は、連署の上、債権譲渡の通知（第8号様式）を組合に提出しなければならない。

(清算金債務の引受け)

第12条 清算金を納付すべき債務について、清算金を納付すべき者と共に債務を負担しようとする者は、連署の上、重疊的債務引受申出書（第9号様式）を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申出を承認したときは、重疊的債務引受承認書（第10号様式）により通知するものとする。

(住所等の変更の届出)

第13条 第3条の規定による通知を受けた者、第10条の規定による届出をした者、第11条の規定による通知をした者又は前条の規定による申出をした者が、その住所又は氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、直ちに住所・氏名変更届出書（第11号様式）により当該変更を証する書類を添付して組合に提出しなければならない。

(簿冊の備付け)

第14条 組合は、清算金に係る事務を円滑に執行するため、次に掲げる簿冊を備えておくものとする。

- (1) 清算金台帳（第12号様式）
  - (2) 清算金徴収簿（第13号様式）
  - (3) 清算金交付簿（第14号様式）
- (その他)

第15条 この清算金事務取扱規程に規定するもののほか、必要な事項は、理事がこれを定める。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

南区組第 号  
令和 年 月 日

様

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷久彌<sup>Ⓔ</sup>

### 清算金額通知書

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業施行地区内の貴方の所有地の清算金について、土地区画整理法第111条第1項の規定により、相殺した後の徴収又は交付すべき金額が、令和 年 月 日付換地処分の公告により下記のとおり確定したので通知します。

記

権利の種類	徴収清算金（円）	交付清算金（円）
所有権(単独分)		
所有権(共有分)		
清算金合計		
差引徴収交付額		

南区組第 号  
令和 年 月 日

様

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌 印

## 清算金徴収通知書

別紙清算金額通知書により通知しました志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業施行地区内の貴方の所有地の清算金について、下記により徴収しますので通知します。

### 記

- 徴収金 \_\_\_\_\_ 円
- 納付期限 令和 年 月 日（ ）
- 納付方法

指定金融機関の窓口で納入する場合

◆しずおか焼津信用金庫 焼津〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇〇〇 口座名義 焼津市南部土地区画整理組合
--

◆大井川農協 〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇〇〇 口座名義 焼津市南部土地区画整理組合
---

- ※ できるだけ上記金融機関の窓口で払込通知書をご持参のうえ納めて下さい。  
なお、他の金融機関より払込みされる場合は、手数料の負担をお願いします。  
また、必ずご本人様の名前で納入して下さい。
- ※ 納入する際は、本通知書をご持参下さい。

南区組第 号  
令和 年 月 日

様

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌 ⑩

## 清算金交付通知書

別紙清算金額通知書により通知しました志太広域都市計画事業焼津市南部土地  
区画整理事業施行地区内の貴方の所有地の清算金について、下記のとおり交付し  
ますので、別紙「清算金交付請求書」を提出して下さい。

なお、この請求書の提出には同封の返信用封筒をご利用ください。

### 記

- 1 交付清算金                     円
- 2 交付方法 清算金交付請求書により指定口座に振込
- 3 交付日 令和 年 月 日（ ）
- 4 請求書提出期限 令和 年 月 日（ ）

（注） 「清算金交付請求書」は上記の提出期限までに焼津市南部土地区画整理組合に届くように提出してください。なお、請求書の提出が遅れた場合は、清算金の交付が遅れる等、組合の事務に支障を来たしますので、必ず期限を厳守して提出して下さい。

様

督 促 状		
第 号	令和 年 月 日付換地処分に基づく清算金	
納 付 期 限	令和 年 月 日	
督 促 金 額	金	円
内 訳	清算元金	円
	延滞金	円
	督促手数料	円
指定期限 令和 年 月 日		
<p>上記金額を、指定期限までに清算金徴収通知の振込先へ納めて下さい。</p> <p>なお、指定期限までに上記督促金額を完納しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、督促額(百円未満切り捨て)に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならなくなるほか、国税滞納処分の例により財産の差し押さえを受けることになります。</p>		
令和 年 月 日		
志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業 施行者 焼津市南部土地区画整理組合 代表者 理 事 長 小長谷 久彌 ㊞		

注 意

この督促を受ける前に納入済みの方は行き違いですからご了承願います。  
また、行き違いとなった場合には、この督促は無効です。

教 示

- この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に静岡県知事に審査請求することができます。(審査請求書の記載事項は行政不服審査法第19条に規定されています。)
- また、行政事件訴訟法の規定により、この文書を受け取った日(その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日)から6月以内に焼津市南部土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。



令和 年 月 日

### 清算金供託不要申出書

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌 様

住 所  
先取特権者、質権者、抵当権者氏名 ㊞

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の施行により、交付を受ける下記土地についての清算金は、これを供託しないで下記権利者に交付するよう願います。

#### 記

権利の種類	従前の土地			換 地			交付清算金 (円)
	町 名	地 番	符号	町 名	地 番	符号	

注1 申出書の提出期限は、令和 年 月 日です。

遅れないように提出して下さい。

2 期限内に申し出がない場合は、土地区画整理法第112条の規定により供託します。

3 実印にて押印し、印鑑証明（3か月以内に交付されたもの）を添付してください。



焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌 様

## 相続人（代表者選任）届出書

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業施行地区内の被相続人名義の土地については相続登記が完了していないので、相続人（代表者）を届け出ます。

なお、相続人代表者を選任したので、相続人全員の換地処分、清算金徴収・交付についての通知を代表者に対して行うよう申し添えます。

令和 年 月 日

相続人代表者	郵便番号		住所				
	(ふりがな) 氏名		⑩	電話番号	( )	—	
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	性別 男・女	

※ 実印で押印して下さい。

被相続人	住所					
	氏名					
	死亡の日	明・大・昭・平・令	年	月	日	性別 男・女

※被相続人(登記名義人=死亡者)について記入してください。登記簿に記載されている住所及び氏名を記入して下さい。

### 相続人

	住所	氏名	生年月日
1		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
2		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
3		⑩	明 大 昭 平 年 月 日

第7号様式（第10条関係）

4		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
5		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
6		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
7		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
8		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
9		⑩	明 大 昭 平 年 月 日
10		⑩	明 大 昭 平 年 月 日

- ※ 相続人全員が署名し、実印で押印して下さい。
- ※ 遺産分割協議が完了している場合は、遺産分割協議書の写しを添付して下さい。
- ※ 相続人全員の印鑑証明書(三か月以内に交付されたもの)をこの通知書提出の時に添付して下さい。

## 債権譲渡の通知

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌 様

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業 令和 年 月 日付換  
地処分により、焼津市南部土地区画整理組合に対して有する、交付される清算金の債権  
（金 円）を、別紙証書（写し）のとおり下記の者に譲渡しましたので、  
民法第467条第1項の規定に基づき通知いたします

令和 年 月 日

住 所

譲渡人氏名

⑩

住 所

譲受人氏名

⑩

- 注 1 確定日付ある証書によること  
2 印鑑証明添付のこと

令和 年 月 日

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌 様

甲 住 所  
債 務 者 ⑩

乙 住 所  
債務引受人 ⑩

## 重疊的債務引受申出書

このたび、甲と乙は、下記のとおり重疊的債務の引受け契約を締結いたしました。  
つきましては、このことについて、債権者のご承認をいただきたくよろしくお願ひ  
いたします。

### 記

- 1 志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業 令和 年 月 日付  
換地処分に伴い、甲が焼津市南部土地区画整理組合に対して負担する清算金の債務  
（金 円）を、乙は重疊的に引き受け、甲と連帯してその債務の  
履行を約する。
- 2 土地区画整理法及び同法施行令並びに焼津市南部土地区画整理組合定款に定めら  
れた清算金債務についての各条項は、乙に対して準用する。

注 印鑑証明添付のこと

南区組第 号  
令和 年 月 日

## 重疊的債務引受承認書

甲 住 所

債 務 者

乙 住 所

債務引受人

焼津市南部土地区画整理組合  
理 事 長 小長谷 久彌 ㊞

令和 年 月 日付けで申出を受けた志太広域都市計画事業焼津市南部土地  
区画整理事業 令和 年 月 日付換地処分に伴い、甲が焼津市南部土地区画整  
理組合に対して負担する清算金の債務（金 円）を乙に譲渡し、連帯して  
その債務履行することを約したことに対して、これを承認する。

住所  
変更届出書  
氏名

令和 年 月 日

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌 様

変更後の住所 又は氏名					
変更前の住所 又は氏名					
生年月日		性別		職業	
氏名					

下記の住所、又は土地について存する権利の所有者である

私の住所  
氏名 を変更したので届け出ます。

記

1 保留地

街区	符号	地積	m <sup>2</sup>	契約日	
----	----	----	----------------	-----	--

2 仮換地

従前の土地			換地処分後の土地			
大字	字	地番	街区 番号	町又は字	地番	備考

添付書類 戸籍抄本 又は 住民票抄本

第12号様式（第14条関係）

志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業  
清算金台帳

整理番号	権利者住所氏名	権利の種類	従前の土地				換地						清算金		相殺後の清算金		供託不要の申出の有無	供託すべき金額	備考
			町名	地番	地目	地積	町名	地番	地目	地積	地上権永小作権又は賃借権		徴収	交付	徴収	交付			
											符号	地積							

記載要領

1. この帳票は、各筆各権利者別清算金明細書により作成することとし清算金等の徴収・交付に係る権利者の属するすべての権利について記載すること。
2. 共有者持分のある権利については、共有分割後の金額を記載すること。
3. 一人の者が数個の権利を有する場合は、相殺又は集計した後の金額を記入すること。
4. 整理番号欄は権利者ごとに一連番号を記載し、他の通知等との照合に用いること。
5. 供託すべき金額欄は、法第112条による供託すべき金額のある場合で、「供託不要の申出書（第〇〇号様式）」の提出がない場合に記入すること。





